

障害児通所支援事業の新規指定における総量規制の意見書の取扱いについて

平素は本市障害福祉施策の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、児童発達支援及び放課後等デイサービスの指定は、第5期兵庫県障害福祉推進計画で市町計画に定めるサービスの必要な量に達した場合は、市町からの意見を踏まえて、必要な量や質と事業所の新規指定とで調整を行うこととされており、新規指定予定事業所は、市町に「障害児通所支援事業指定に係る意見書」の交付を求めることとされています。

この度、本市における障害児通所支援事業指定に係る意見書の取扱いを下記のとおり行うこととなりましたので関係者に通知します。

記

1 障害児通所支援事業指定に係る意見書の取扱いについて

1) 児童発達支援

サービスの供給過剰になっており新規指定することは妥当でない。(令和4年4月1日より前に相談を受け事業所開設の準備を行っているものは除く。)

2) 放課後等デイサービス

サービスの供給過剰になっており新規指定することは妥当でない。(令和4年4月1日より前に相談を受け事業所開設の準備を行っているものは除く。)

2 利用量、平均実利用量及び利用見込量（目標値）について

図 利用量、平均実利用量及び利用見込量

	提供体制		②平均実利用 日数	③第2期障害児福祉計画見込量			①と②の差	令和5年度の ①と③の差
	市内事業所数	①総利用日数		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
児童発達支援	10事業所	2,354人日/月	610人日/月	491人日/月	545人日/月	605人日/月	1,744人日/月	1,749人日/月
放課後等デイサービス	15事業所	3,363人日/月	1,712人日/月	1,895人日/月	2,359人日/月	2,509人日/月	1,651人日/月	854人日/月

※総利用日数は、利用定員×(365日-8日×12月)/12月で算出。

※平均実利用者数及び平均実利用日数は、令和3年3月から令和4年1月までのサービス提供実績による。

1) 児童発達支援について

市内10事業所の一月の提供体制は、平均実利用日数及び第2期障害児福祉計画見込量を上回っており、サービスの供給過剰になっている。(令和4年4月1日時点)

2) 放課後等デイサービスについて

市内15事業所の一月の提供体制は、平均実利用日数及び第2期障害児福祉計画見込量を上回っており、サービスの供給過剰になっている。(令和4年4月1日時点)

3 その他

サービスの提供体制と利用状況は、定期的に検証し、検証の結果に基づいて意見書の取扱いも変更します。